

入札参加資格審査申請

の追加募集

町が発注する建設工事や物品購入業務委託など全ての入札および見積もりに参加を希望する方は入札参加資格者名簿に登録する必要があります。

令和2年度に入札および見積もりに参加を希望する方は入札参加資格審査申請書を提出してください。

※令和元年度に申請された方は再度申請の必要はありません。

申請受付期間

令和2年1月6日(月)～令和2年2月28日(金)
※受付終了日が近づきますと大変混み合います。早めの申請にご協力をお願いします。

提出書類

提出書類の様式などは町ホームページからダウンロードできます。(ホームページへ入札情報↓入札関係様式↓入札参加資格審査申請について)

申請方法

A4版ファイル綴じ(色の指定なし)で持参または郵送

資格有効期間(1年間)

令和2年6月1日(月)～令和3年5月31日(月)

就業支援制度 資格取得を応援

町では、求職者の就業支援として、就職につながる資格を取得した方に対し、研修等の受講料を助成する資格取得補助事業を実施します。ぜひご利用ください。

資格取得補助事業

対象 次の①～③の要件全てを満たす方

- ①町内に住所を有する60歳未満の方で、個人で資格取得のための受講料等を負担した方
 - ②研修開始時に就職を希望している方で、公共職業安定所での求職活動を行っている方
 - ③町税などに滞納のない方
- ※普通自動車免許および自動車二輪免許を除く

金額

助成金額は、受講料の半額(上限10万円)
※一人につき、年度内1件までとします。

申請

- 資格取得後、速やかに次の書類を添え、産業経済課商工観光係12番窓口まで申請してください。
- 御代田町資格取得サポート事業補助金交付申請書
- 受講内容と金額が確認でき

小規模工事・物品等受注希望者登録の申請を受け付けます

町が発注する小規模な工事や物品購入・役務の提供の受注希望者登録申請の受け付けを行います。

令和2年度に町が発注する工事・物品などの受注を希望する方は、受注希望者登録申請書を提出してください。

申請受付期間

企画財政課にて随時受け付けます。

申請ができる方

- 申請ができるのは次の条件をすべて満たしている方
- 御代田町内に主たる事業所を有する方
- 町税の滞納がない方
- 次のいずれにも該当しない方

登録後の扱い

- 御代田町の入札参加資格者名簿に登録されている方
 - 希望業種を履行するために必要な資格・許可を有しない方
 - その他、公共発注の相手方として不適当な方
- 本審査を通過した方は名簿

に登録され、小規模業務見積りの指名業者となる資格を有します。

※指名や契約を約束するものではありません。
契約方法は、原則として複数の指名業者との見積り競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することとなります。

小規模工事・修繕

- 予定価格130万円以下
- 小規模な物品購入・役務の提供
- ア 物品購入
- イ 役務の提供

資格有効期間(1年間)

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)
※登録できる業種は5種類までです。

佐久・小諸地区 就職面接会開催 のお知らせ

佐久公共職業安定所では、佐久市・小諸市・北佐久郡・南佐久郡で就職を希望している方の就職支援を目的に面接会を開催します。

日時 12月7日(土)
午後1時～4時
場所 小諸グランドキャッスルホテル
(小諸市古城一丁目1番5号)
0267(22)8000

参加対象者

- 次のいずれかに該当する方
- ①令和2年3月に大学・短大・専修学校等の卒業予定者
- ②おおむね35歳以下の求職者

参加企業

就業場所が、佐久市・小諸市・北佐久郡・南佐久郡にある事業所約60社
その他 入場無料
事前申込不要

問い合わせ先

佐久公共職業安定所
0267(62)8609
ハローワーク佐久小諸出張所
0267(23)8609

中小企業事業者の皆さまへ 商工振興補助金 をご利用ください

町では、町内に事業所をもち、一定の条件を満たす事業者に対し、商工振興補助金を交付します。補助金の概要は、次のとおりです。

中小企業事業者の定義

町内に事業所を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の規定に該当する者

申請条件

平成30年1月2日から平成31年1月1日までに、下表に該当する新設、または増設工事を完了した工場・店舗であること

補助の内容

支払った固定資産税に同じで、下表のとおり3年間に渡り補助金が交付されます。

申請期限

令和2年1月31日(金)
厳守
申し込み・問い合わせ先
産業経済課商工観光係
(32)3113

交付の条件	
① 1,000万円以上の費用(取得価格)で、工場・店舗を新設したとき	
② 500万円以上の費用(取得価格)で、工場・店舗を増設したとき	
交付対象	交付率
新たに固定資産税が課せられた年	翌年度に支払った固定資産税額の全額
上記の翌年(2年目)	翌年度に支払った固定資産税額の7割
上記の翌年(3年目)	翌年度に支払った固定資産税額の5割

※1件の申請に対する年度の補助金の上限は、100万円です。
※購入による敷地の拡張は、増設に該当します。

申請方法

持参または郵送

提出書類

- 小規模工事・修繕受注希望者登録申請書(町長宛て)
- 商業登記簿謄本の写し(法人の場合)
- 町税の納税証明書の写し
- 小規模な物品購入・役務の提供
- 小規模物品等受注希望者登録申請書(町長宛て)
- 希望する業種を行うための必要な資格・免許などの写し(商業登記簿謄本の写し(法人の場合))

小規模工事・修繕

- 予定価格130万円以下
- 小規模な物品購入・役務の提供
- ア 物品購入
- イ 役務の提供

資格有効期間(1年間)

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)
※登録できる業種は5種類までです。
申し込み・問い合わせ先
企画財政課財政係
(32)3112